

九州の自立を考える会

九州の成長戦略に係る政策提言

明治以来わが国の経済成長を支えてきた中央集権型財政システムは、一方で、過度の東京一極集中による中央と地方の格差拡大と様々な社会のひずみを生み出し、今や機能不全に陥りつつあります。九州の自立を考える会は、このような現状を憂慮する福岡県議会議員が党派や政治的理念を超えて結集し、さらに広く九州の財政界の皆様のご賛同をいただいて平成23年9月に設立しました。

私達は、九州をはじめ各地方が自立し、地方における産業政策・成長戦略や国民生活に関わる行政を二元的かつ総合的に担う一方で、国は国際社会における国家としての存立に関わる事務や全国的な統一を要する事務等に専念する、このような新しい役割分担によって二重行政や国の過剰な負担を解消する真の地方主権型社会を実現することが、国と地方を活性化させ、ひいてはわが国の新しい時代を拓くことにつながると考えています。

このため、私達「九州の自立を考える会」は、これまでの問題に九州全体で取り組み、全国をリードして、まず九州が自立することを目指し、国と地方の新しい役割分担のあり方や九州が自立的に成長するための戦略づくりといった公共政策問題の研究を進めてきました。

しかし、東京一極集中による中央（東京圏）と地方の「経済・

雇用格差」も大きな一因と考えられる我が国の出生率の長期的低下は、ついに人口減少社会の到来を招き、日本創成会議（増田寛也座長）は、地方の人口流出がこのまま続くと、2040年までに896（全体の49.8%）にのぼる市区町村（うち九州は125市区町村）が消滅するおそれがあるとの試算を公表しています。超高齢化の問題やわが国の企業の国際競争力の低下、地方の職場と雇用の喪失の問題も深刻です。

わが国が直面するこれらの課題を克服し、再び、着実に成長の道を歩んでいくためには、地方に新たな産業と雇用を創出し、地方経済を再活性化させるほかなく、そのための戦略を立て、直ちに実行しなければなりません。国も、このことを自覚し、「地方創生」を政策の柱とすることを宣言しています。そのため私達は、九州の成長戦略に係る政策提案を行うため、3月から作業部会を立ち上げ、専門家からの提言など12回に及ぶ審議を通じて政策提言を作り、10月6日の自立の会総会で承認されました。今後、国や九州知事会、九州各県議会議員、九州市長会等関係する団体に提言書を提出する予定です。

（内容の詳細は九州の自立を考える会 HP <http://www.kyushu-jintsu.jp/>（閲覧下さい））

九州の成長戦略に係る政策提言

（知事提言版）

①九州の統一ロゴマークの策定

九州各県の農林水産物や工業製品等のプロモーションをはじめ、より幅広く九州の各産業で統一的に使用できるよう、例えば「ななつぼし」と九州7県を重ねたイラストをベースとするなど、九州の連携を象徴しつつ、「KYUSHU」が記憶に残る印象的なロゴマークを作成し、普及させるべきである。



②国、県及び市が連携し、一体的に文化施設を整備

セントラルパーク構想を進展させ、国と県及び市が連携し、一体的に、例えば、「セントラル美術館」を設置して、この地域を、九州国立博物館と相乗的に集客効果を期待できる国際的芸術文化センターとして整備する等、世界レベルの観光資源開発に取り組みべきである。

③九州農産物通商・福岡の設立

④県有施設における水素ステーション実証施設の整備等

無公害エネルギーである水素を活用する燃料電池の普及を促進するため、水素ステーション（燃料電池自動車、家庭用・小規模事業者用燃料電池）の重点整備地域の整備を進め、その効果の検証と低コスト化を進めるべきである。また、安全性が十分に確保され、かつ、低コストの水素ステーションの実証施設を県有施設において整備し、また、水素自動車による公共レンタカーシステムの試験的導入を検討するよう求める。

⑤福岡空港と北九州空港の高速道路による直結と入管手続の規制緩和

北九州空港へのアクセス時間を短縮し、利用者の利便性を向上させることも、福岡空港と北九州空港の一体的運用を促進するため、国と連携し、両空港を高速道路で直結すべきである。また、北九州空港の国際線を強化するため、入国管理手続を簡素化（規制緩和）し、例えば、同空港に到着した人が高速道路により目的地へ移動する高速バスの車中で入国手続を行えるようにし、これを民間が代行する等の柔軟な対応を可能とする法整備を国に求めるべきである。

福岡県議会報告

被災された皆様方に、心よりお見舞い申し上げます。
平成26年8月23日(土)我が街、筑紫野市を襲った
局地的豪雨を伝える新聞



9月定例県議会は9月17日に開会し、21日間の日程で、10月7日に閉会しました。2月議会が今年度予算が成立したことを受けて、本9月議会は補正予算案の提案が1件、条例9件、契約10件、経費負担6件、指定管理者の指定1件、人事1件、合計28件の議案の提案がありました。

補正予算は、事前防災・減災対策として緊急輸送道路の整備、医療施設の防火設備の設置と共に、一昨年7月の豪雨災害に伴う被災箇所の年度内復旧を図るための災害復旧費を増額。併せて、東京オリンピック・パラリンピックのキャンピング地誘致、鳥獣による農作物を防止するための侵入防止柵整備など、喫緊の課題に対応するための必要な経費として、101億9千万円を補正予算として計上しました。

福岡県議会議員 原竹岩海

県政報告 第33号 筑紫野市選出



福岡県議会議員 はらたけ いわみ
原竹岩海
「県民生活の充実と経済の発展」を担う！

原竹県議 高尾川・鷺田川水害対策を訴える！

8月22日未明、本県でも豪雨災害が発生し、県下でも特に筑紫野市を中心に集中豪雨となり、その中でも西鉄通り商店街は、浸水が約1.5mに達しており、大きな被害が発生しているとして、NHKの全国版ニュースで報道されました。被災された皆様方に、心よりお見舞い申し上げます。

市内でも被害が大きかった地域は、残念ながら、福岡県の管理河川である高尾川と鷺田川の周辺に集中をしており、JR二日市駅と西鉄二日市駅間にある、二日市中央通り商店街と河川に隣接をしている西鉄通り商店街や、関係する住宅・多くの車両などが河川から氾濫した濁流の犠牲になりました。

私も、当日、商店街の被災地に駆けつけましたが、道路には、既に多くの冷蔵庫をはじめ電気器具類や泥水で廃棄された大量の商品類、ソファ等などの家具類が山積みされていました。

被災者の皆さんは疲れ切った様子で、私が声をかけてもただ黙々と清掃をされており、清掃作業をされている皆さんの中に、多くのボランティアの方が精力的に活躍されていて、中でも中学生の皆さんが元氣よく清掃作業をされていたのが印象的でした。

被災者の皆さんからは、「河川改修は下流域からしていくという理屈は理解できるが、私達のような零細業者には再建をしていく時間と資金が無いのが現実です。安心して仕事や生活ができるように一日も早く改良してほしい。」とハンカチを強く握りしめ訴えられました。

早期復旧復興対策を!!

「本河川改修」に関する問題に關して、私は、『平成15年9月議会』と、『平成22年2月議会の本会議』で、当時の知事に対して、厳しく具体的に追及すると共に、早急に「抜本的問題解決」をされるよう強く要請をして参りました。

この二日市中心街の様な密集した市街地で「公共事業計画」を実施することは、難しさと一定の理解が出来るどころでもありますが、知事は『県民幸福度日本一』を公約として県政を運営されているので、この度の豪雨で被災された二日市の方々の明日の幸福が、一日も早く実現されることを期待するものであるの思いから私は知事に県議会で三度、次の4点について質問致しました。

(1) 現在、県ではこの二日市地区の河川改修に取組んでいると承知しているが、今日まで、どのような取組がなされてきたのか。

(2) 現在、県は具体的にどのような災害対策をされているのか。

(3) 今回の浸水被害を受けて、県としてどのように河川改修事業計画を進めていかれるのか具体的に伺いたい。

(4) 「本改修事業」を具体的に進捗させるためには、地元の協力が、「不可欠」と考えるが知事のご所見を問う。

本浸水被害による商店街等の対応について質問した。

(1) 今回の豪雨により被害を受けた西鉄通り商店街を中心とする商店街等の被害状況について、被害件数とその内容、被害額を具体的に伺う。

(2) 本商店街等、被災された皆様への事業に関する復旧・復興に向けて、県ではどのような対応をされているのか。

原竹岩海県議の主な役職

【会派 民主党・県政クラブ県議団】

議会他

厚生労働環境常任委員会 委員長
予算特別委員会 委員
少子高齢化社会対策特別委員会 委員
福岡県防衛議員連盟 副会長
福岡県福祉のまちづくり協議会 委員
福岡県覚せい剤・麻薬対策協議会 委員
福岡県障害者施策推進協議会 委員
福岡県観光産業振興議員連盟 委員

政党他

民主党福岡県第5区総支部副代表
連合福岡議員懇談会副会長

地域等

県営山神ダム上流域産業廃棄物処理場対策連絡協議会会長・福岡県将棋連盟副会長・農事実行組合長・筑紫農業協同組合組合員・筑紫野市商工会員・筑紫野経済同友会・(社)つくし青年会議所シニアクラブ会員・筑紫野市体育協会顧問（他多数）

（政務活動報告）

筑紫野市 選出

福岡県議会議員

はら たけ いわ み

原竹 岩海

事務所



〒818-0061 福岡県筑紫野市紫 3-5-1
電話 (092)918-1323 FAX(092)918-1321
E-mail : iwami@haratake.jp http://haratake.jp

高尾川、鷺田川に関する知事答弁

【知事答弁】

河川改修では、まず下流の流下能力を確保することが必要で、この地区の河川改修に先立ち、本川であります御笠川の河川改修事業を進め、平成20年度にこれを完成させました。その後、地元のご協力を得まして平成24年度から高尾川、鷺田川の河川改修事業に着手して、重点的に事業に取り組んでまいりました。



〈小川知事に訴える原竹県議〉

具体的には、現在高尾川、鷺田川の合流点付近におきまして、洪水を円滑に流すための河道バイパス工事を含め、河川改修を実施することとしたしており、こ

道府県農業大学校は、農業経営の担い手を養成する中核的な機関として、全国42道府県に設置をされており、高校卒業程度の学力を有する者を対象とした、2年間の養成課程を中心に、講義と実習により農業研修教育が実施されています。

更に、養成課程卒業者を対象とした研究課程や、新規就農者や農業者の経営の発展段階に対応した科目別や、技術の内容に基づく多様なコースが、研修課程として開設されています。

福岡県農業大学校の歴史は、明治20年、農業指導技術者を養成を目的に「勸業試験場」に実習生を受け入れたことからスタートし、昭和10年、農業自営者養成を目的として、宗像市に「農士道場塾」が開設された後に、昭和55年、それぞれが統合され、現在の「福岡県農業大学校」が設立されました。本校の卒業生は約1,700名と報告がなされており、養成科としては、水田経営や野菜をはじめ、畜産など6コースがあり、本年度の学生数は95名、研修科は野菜と花きで、研修生は22名であります。

本農業大学校は、福岡県農林業総合試験場の広大な敷地に隣接すると共に、多くは場内にあり、実に素晴らしい環境の中、評価の高い教師と、指導員の下、福岡県の農業の未来を見据えて指導と実践がなされていると拝察を致しております。

しかし、我が国の農業の現状は、戦後から、様々な時代背景があり、大きく変化し、農業者の高齢化問題、農業担い手不足の中での農地の集約化問題、T・P等の国際環境への対応など、我が福岡県の農業も例外ではないと思うのであります。

また、将来の農業を担う若者を育成する「教育現場等」の充実が喫緊の課題となっております事は周知のところであります。

これらを踏まえ、知事に3点について質問します。

1点目に、この様な本県農業を取り巻く時代背景の下、農業大学校の県行政での位置付けと、存在意義について知事のご所見をお伺いします。

2点目に、農業の近代化や「六次産業化」に対応する授業、T・P等による農業を取り巻く環境の変化に対応し、農業を担う農業者の育成等が喫緊の課題と考えますが、知事は、この農業大学校の現状をどのように認識

れまで13件の家屋の移転をする事業を進めるとともに、河川の拡幅工事を実施してきたところであります。今後の事業計画の進め方でございますけれども、県といたしましては、「今回の浸水被害を踏まえまして、この事業を前倒しする必要がある」と、考えております。県では今後緊急に事業が可能となるよう国に対し強く要請をしております。地元協力については、この高尾川、鷺田川の治水対策事業は、多くの家屋移転を行いながら川を拡幅していく必要がございますから、地元筑紫野市及び住民の方々によります高尾川、鷺田川の改修促進期成会の皆様の御協力も得ながら、1日も早く事業を促進させたいと考えております。

次に、商店街等の被害状況と県の対応でございます。筑紫野市の御指摘がありまして西鉄通り商店街、中央通り商店街、本町商店街等におきまして、飲食店や小売店を中心に38店舗におきまして食材や冷蔵庫、商品等に浸水被害が発生いたしました。その被害総額は約一億三千三百万円となっております。県では、地元の筑紫野市商工会に設置されました緊急相談窓口を通じまして、商店街の皆様の被災状況、またそれぞれの相談内容を把握してまいりました。被災された皆さんがより有利な条件で融資が受けられるようにしたいということで、直ちに国に対し働きかけを行いました。その結果、信用保証協会による一般補償とは別に全額を保証する特別措置を実現することができました。これを活用いたしまして、県の制度融資による低利融資を現在行っているところでございます。今後1日も早く復旧、復興を完了させ、筑紫野市や地元商工会の皆さんと十分協議しながら商店街の活性化に努めてまいります。

され、今後の課題は何だと思われるのかお示しください。

3点目に、県下の農業教育に関する高校と優れた農業者を養成するために「農業高校」との連携を深めていくべきだと考えますが、知事のご所見をお伺いします。

次に、教育長に、「県立福岡農業高等学校」をはじめ、13校の農業教育を、実施されている高等学校に関して質問します。今回、私は県立福岡農業高等学校にお伺いをさせて頂きました。

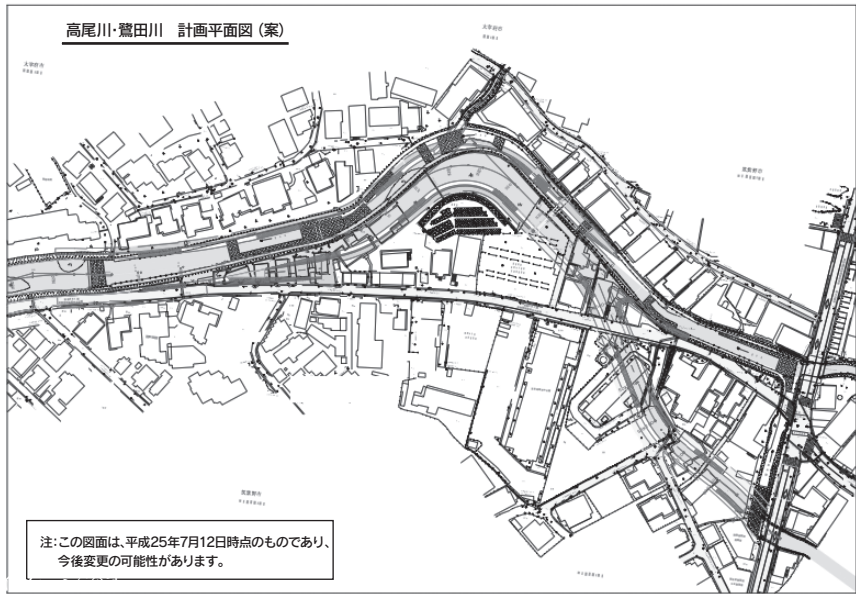
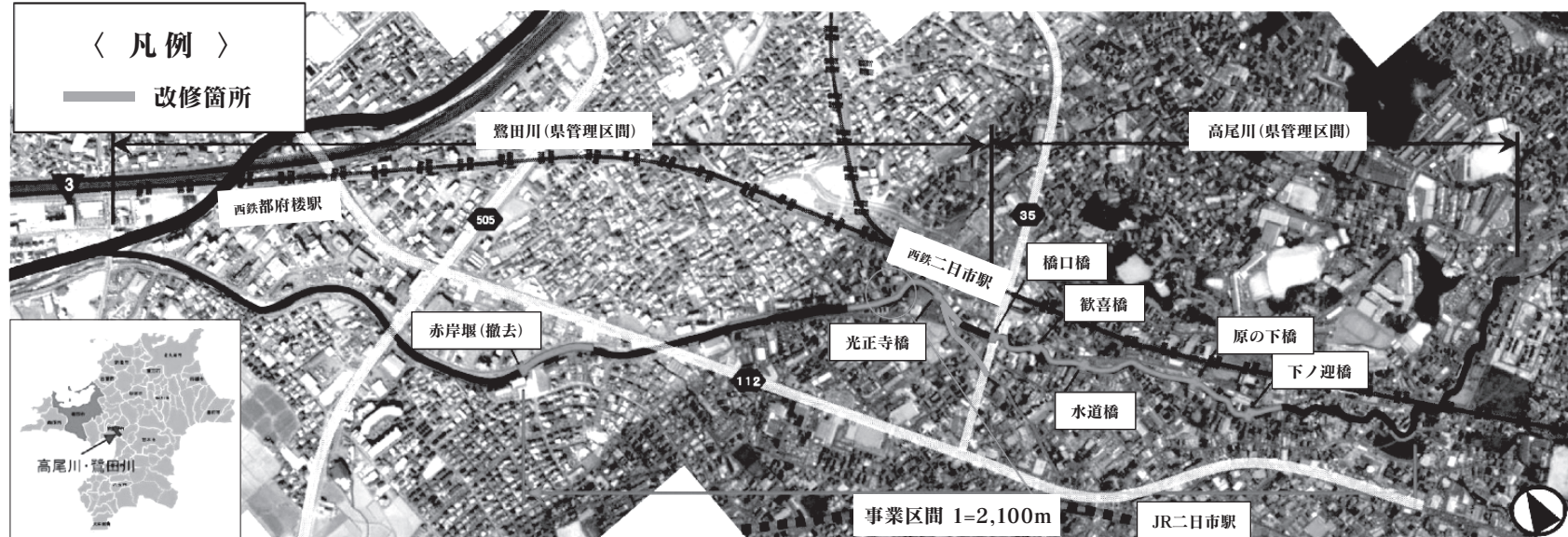
本校の歴史は古く、明治12年、勸業試験場内に「農学校」が設置されたのが始まりで、明治32年、県議会において、県立福岡農学校の設立が決議され、同34年4月に正式に、「県立福岡農学校」が入学者55名で開校されました。それから実に136年の歴史を有し、卒業生は14,236人で、現在でも多くの先輩が各界で大活躍をされております。また、本校はこの度、文部省から、SPH（スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール）の研究指定を受け、農業教育の改善を目的に、教職員が一丸となって努力をされておられます。

このSPH事業は、全国で十校しか指定を受けてない事業であり、向こう5年間の期限付きで成果を出さなければならぬという内容で、本校は、その初年度だそうであります。

その主な内容としては、フロンティア学習・マネジメント学習・スキルアップ・実用的な資格の取得を目指していくというものであります。

多くの優秀な指導者による教育と、現場体験を、更に「九州大学」や「九州沖縄農業研究センター」による最先端の栽培管理技術の指導、共同調査研究の助言、県農林水産部・JA・農業生産者からの指導と助言、企業関係では、インターン・シップによる、現場での研修などを通して、将来は、農業及び、農業関連

高尾川・鷺田川 河川改修事業計画の概要



福岡県農業大学校と、県立農業高等学校の取り組みについて

産業のプロフェッショナルの育成と、専門的な技能と経営感覚を身に着けた「アグリ・スペシャリスト」の育成を目指すとしております。

これは、農業の六次産業化を推進していく上で、「大変評価すべき授業」であると確信するものであります。これらを踏まえ、2点について教育長に質問します。

1点目は、農業高校であるにも拘らず、農家の子弟が在校生の2%程度であることが現実ですが、今後の本県の農業の将来を考えた場合、やはり本格的に農業を目指す、優れた多くのリーダーを育成していくべきであると考えますが、教育長のご所見をお伺いします。

また、農業を基盤としながら、「農と食」を繋いでいく産業を担う、幅広い人材育成が求められていると思いますが、これらの取組みについてもお示し下さい。

2点目に、農業大学校との連携を強め、隣接する「福岡県農林業総合試験場」との関係も深めて、生徒達に農業研究の素晴らしや、農業大学校で実習などを積極的にしていくべきであると考えますが、教育長のお考えをお伺いします。

【知事答弁】

本県の農業大学校は、農業に関する高度な知識及び技術を習得させることによりまして次代の農業と農村社会を担うすぐれた農業者等の養成を行い、福岡県の農業の振興を図ることを目的に設置をいたしております。昭和55年の開校以来、多くの卒業生を輩出しております。

大学校の現状と課題でございます。農業大学校は、就農を志す者や農業技術指導者を養成する養成科と、農外からの就農希望者に対し、短期的に技術の習得を支援する研修科から、この2つの科から成っております。平成25年度は、卒業した学生62名のうち、44名が就農し、その他の学生も主にJAなどの農業関係団体に就職をされておられます。近年、農産物価格が低迷をしたり、燃油、飼料の高騰によりまして、農業経営は厳しさを増しております。その中で、農業大学校の学生には、より付加価値を高めコストを低減するための高度の知識や技術を習得してもらうことが最も重要であると、思っております。このため、県内では六次産業化に取り組むなど先進的な経営を実践をされておられます農

家での研修、また外部講師によるマーケティングの講義、演習などを行っているところであります。また、隣接をしております県農林業総合試験場と連携して、試験場が開発をしました「あまおう」、「とよみつひめ」といった県独自の品種の栽培の技術を指導しているところでございます。

農業高校との連携についてでございます。農業大学校においてすぐれた農業者を養成していくためには、就農意欲の高い学生を確保していくことが必要であります。このため、農業大学校の職員が毎年県内農業高校9校、それから農業に関連する科学を持つております高校が4校ございます。合わせて13校がありますが、その全てを訪問いたしまして学生募集に努めてきているところであります。また、七月の夏休み期間中に3日間の日程で、オープンキャンパスを実施し、高校生とその保護者の方々に対しまして校内見学、あるいは農業実習を行いまして農業大学校の特徴や魅力を高校生や保護者の方々に伝えているところであります。さらに、本年度から、新たに農業大学校におきまして就農に関心を持つ農業高校生を対象にいたしまして、農業大学校の卒業生による講演会でありまして、在校生との交流会を開催をしております。また、七月の夏休み期間中に3日間の日程で、オープンキャンパスを実施し、高校生とその保護者の方々に対しまして校内見学、あるいは農業実習を行いまして農業大学校の特徴や魅力を高校生や保護者の方々に伝えているところであります。また、七月の夏休み期間中に3日間の日程で、オープンキャンパスを実施し、高校生とその保護者の方々に対しまして校内見学、あるいは農業実習を行いまして農業大学校の特徴や魅力を高校生や保護者の方々に伝えているところであります。

【教育長答弁】

福岡農業高校におきましては、国のスーパー・プロフェッショナル・ハイスクール事業を活用し、大学や研究機関等と連携した先進的な農業教育を行うことで国際競争力を備えた農業経営の担い手を育成することとしております。一方で、食の安全や環境保全が重視される中、農業を基盤としてつづ食品や環境、流通等に関する教育も実施しており、農業や食品関連産業を支える幅広い人材の育成にも力を入れているところでございます。このような取り組みにより、社会の変化に対応し、農業を通して地域社会の発展に寄与できる人材の育成に努めてまいります。

農業高校と農業大学校などとの連携についてでございますが、本年度から農業大学校と合同で就農を希望する農業高校の生徒を対象として将来の農業経営に必要な講習や交流会等を実施しております。また、教職員相互の授業見学や農業技術に関する助言をいただくなど、農業大学校や農林総合試験場との連携を強化し、農業教育の質の向上に努めてまいります。

9月県議会 代表質問(1)

(民主党・県政クラブ)

9月議会の代表質問に向け、会派として、モンゴルを視察し「2020東京オリンピック」開催にあたり、県としての親書を渡し、モンゴル国選手団が県内でキャンプをするための誘致活動や、ゲル地区問題解決のため、県としての環境や都市対策支援、並びに経済交流等を目的として、駐モンゴル国日本国大使館やJICAモンゴル事務所、国連ハビタット事務所など視察・意見交換を行いました。

意見書では、我が会派から「教員定数の改善および義務教育費国庫負担制度の復元を求める意見書」を提出し、採択されました。

これらの経緯を踏まえ、議会最終日には特別決議「暴力団壊滅に関する決議」を全会一致で可決し、議会は閉会しました。

我が会派は、代表質問原稿を全議員(22名の県議)で視察調査や度重なる勉強会を開催して作成しています。今回は、仁戸田元氣県議(福岡市西区 選出)が登壇しました。

1. 暴力団壊滅対策

暴力団壊滅対策について
(知事へ質問)



小川洋知事

【知事答弁】

●全国に先駆け暴力団排除条例を制定した後、2度改正。2012年度以降、暴力団対策として、県内に防犯カメラを計284台を設置。

昨年警察官を100名増員、全国から機動隊員、専従捜査員合わせて約600名の応援派遣。

暴力団壊滅対策について
(警察本部長へ質問)

【警察本部長答弁】

●「工藤會」の最高幹部2名を殺人などの容疑で通常逮捕。

約3,800名体制の「工藤會関連事件特別捜査本部」を設置。

工藤會に壊滅的な打撃を与えるため、組織一丸、不退転の決意で取り組む。

県内に5つある指定暴力団の壊滅も含めた暴力団対策
(警察本部長へ質問)

【警察本部長答弁】

●道仁会と浪川睦会は本年6月、法律の趣旨で特定抗争指定暴力団等としての指定を解除。今後も、それまでの規制と各種取締りで対立抗争に係る暴力行為を封圧する。

県内に全国最多の5つの指定暴力団の本拠があることを重く受け止め、「暴力団の存在しない福岡県」の実現に向け、暴力団の壊滅対策を強力に推進する。



福岡県警樋口真人本部長

2. 福岡・北九州両空港の一体的運営ビジョン

(知事へ質問) ※翌日新聞報道

「福岡県の空港の将来構想」策定の考え方について
(会派の考え方)「両空港の一体的運営ビジョン」を反映して、知事が8月29日、「福岡県の空港の将来構想」骨子案を提案した経緯がある。」

【知事答弁】

●県議会での議論を踏まえ、福岡空港と北九州空港の将来のあり方について、県としての考え方を整理し、取りまとめるもの。

両空港の機能強化、路線誘致を進めながら、役割分担と相互補完を進めていくのが基本的な考え方。

福岡空港は、平行誘導路の二重化と滑走路増設により空港機能を向上させ、未就航海外路線の戦略的誘致を行い、国内外のネットワークを拡充し、九州、西日本、アジアの拠点空港として発展していくことを目指す。

24時間利用可能な北九州空港は、早朝・深夜便やLCCの誘致、企業・住民ニーズの高い路線展開を進めるとともに、貨物拠点化に向けて取り組んでいく。

空港利用者が両空港を一体的に活用できるよう、福岡都市圏と北九州空港のアクセスを向上させ、両空港間で航空券の変更ができるマルチエアポート化を進める。

福岡空港の滑走路増設は民間委託が条件とされたことについて

【知事答弁】

●民間委託が前提は、国が増設の早期着手が必要との認識のもと、地元の要望等も踏まえた結果。

滑走路増設後の処理容量と需要予測について

【知事答弁】

●処理容量は国が実測調査を行い、分析された結果。需要予測も、交通需要予測での四段階推計法を用い、人口やGDP等、最新のデータに基づき算定、信頼できるもの。

※滑走路増設後の処理容量と需要予測の信憑性は疑わしいと指摘し再質問。今後も追及していく。

北九州空港の滑走路延伸について

【知事答弁】

●北九州空港は、貨物拠点空港としての発展を目指して、大型貨物専用機の長距離就航が可能となる3,000mへの滑走路延伸に向け、県議会と連名で行っている政府予算要望の重点項目として、国に対し強く働きかけている。

北九州空港でのMRJの飛行試験に向けた対応について

【知事答弁】

●三菱重工は、MRJの2015年の試作機初飛行、2017年の量産初号機の納入に向け、試作機7機を生産。

三菱重工をはじめ、地元自治体や国等の関係機関と十分協議を行い、北九州空港で飛行試験が円滑に実施できるよう取り組む。



三菱 MRJ

MRJとは、経済産業省が推進する事業の一つであった新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)が提案した環境適応型高性能小型航空機計画をベースとして、三菱航空機が独自に進める日本初の小型のジェット旅客機です。日本が独自の旅客機を開発するのはYS-11以来40年ぶりの飛行機です。

福岡・北九州両空港の一体的運営を可能にするアクセスの整備について

【知事答弁】

●両空港を一体的に活用するため、空港へのアクセス向上は有効。

「福岡県の空港の将来構想」の骨子案は、福岡空港は自動車専用道路による空港ターミナルへの交通アクセス強化を目指し、北九州空港は、苅田北九州空港ICからの直通連絡ランプの整備を目指す考え。



※写真はイメージです。

3. 福岡市の創業雇用

特区問題(知事へ質問)

※連日、関連記事が新聞報道

福岡市の国家戦略特区における区域会議への本県労働行政の立場の反映について

【知事答弁】

●関係地方公共団体の長は、区域会議の構成員だが、閣議決定された「国家戦略特別区域基本方針」において、参加する関係地方公共団体の範囲は、議事に応じて決定され運用。

県知事に対して、区域会議への出席が求められるのは、本県が直接規制権限を有する事項を議論する場合である旨、内閣府から説明を受け、確認をした。

しかし、県知事の出席の有無にかかわらず、特区で実施する事業のうち、県行政と関連するものは、庁内担当部局が必要に応じ福岡市から説明を受けている。

雇用・労働分野においても、こうした場を通じ、労働者支援に関する県の取組みや考え方について、福岡市に申し述べているところ。

国に対しても、国がその設置を検討中の「雇用労働相談センター」が、労使紛争の未然防止という目的を果たせるよう、労使双方に十分な情報提供に加え、労働者支援事務所をはじめとする県の労働機関との連携・協力と、そのための協議の場の設定について、申し入れているところ。

雇用指針について

【知事答弁】

●起業直後の企業や外国企業が、国の雇用ルールを的確に理解することで、労使紛争の予見可能性を高め、未然に防止することが目的。

その内容は、労働契約に関する裁判例の分析、類型化及びこれに関連する法制度や雇用慣行をまとめたものであり、現行の雇用ルールを前提として作られたものであると認識。

この指針を活用し具体的な相談・助言の際は、労使双方が公平・公正に行われるよう、十分に留意する必要がある。



国や県の労働行政と「雇用労働相談センター」との調整・連携について

【知事答弁】

●国において設置を検討中の「雇用労働相談センター」は、特区内にある創業直後の企業や外国企業等に対し、雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」を活用し、具体的事例に即して相談、助言を行う。

県の労働者支援事務所は、主に労働者を対象に、賃金や解雇、職場のパワハラなど、様々な労働問題に関して、年間1万件を超える相談に対応。実際に労使紛争が生じた場合、労働者と使用者の間に立って意見の調整を図る「あつせん」を行い、迅速な解決を図るなど、きめ細かな支援を実施している。

県は、「雇用労働相談センター」が設置される場合、労働者支援事務所をはじめ、関係する県の労働機関との連携・協力が必要であると考えている。国に要請している協議の場を通じて、具体的な連携方策について国と協議していく考え。

国民健康保険制度の 県への移管問題 (知事へ質問)

問 市町村国保の構造的な問題と
県移管による赤字問題の解決に
対する所見について

【知事答弁】

●市町村国保は、高齢者の割合が高く医療費水準も高くなる一方、無職者の割合が高く所得水準が低く、保険料収入が得にくい構造。小規模保険者が多く、財政運営が不安定になるリスクがあり、厳しい財政運営。
構造的問題による赤字問題は、運営主体を県に変えるだけで解決するものではない。

問 市町村国保の県移管に
係る協議の状況について

【知事答弁】

●国は国保に対する財政支援の拡充をしっかりと行い、責任をもって取り組んでいくと表明。しかし現時点で、その具体策は明らかにしていない。全国知事会で構造問題解決の具体策を一刻も早く示すよう求めている。

市町村との役割分担は、財政運営は県が担い、保険料の賦課徴収や保健事業について、住民に身近な市町村が役割を積極的に果たす方向で検討されている。

問 国民健康保険制度に
おける運営主体について

【知事答弁】

●国保制度を持続可能な制度とするため、国費の拡充による財政基盤の強化が必要。

県として、構造的問題に起因する赤字問題の解決が図られれば、財政運営、資格管理、保険料の徴収、保険事業など、県と市町村の役割と責任を明確にしつつ、県としての責任を担う考え。

9月県議会 代表質問(2)

問 成績公表のあり方について

※会派は市町村別も学校ごとの公表も、競争をあまり序列化しなくなる理由から反対。

【知事答弁】

●査結果の公表は、教育委員会や学校が行うべき事項であると明示されている。私自身は、独断で公表することは考えていない。

【教育長答弁】

●文部科学省が実施要領で示している配慮事項等に基づき、教育委員会において適切に対応。

問 市町村ごとの公表について

【教育長答弁】

●市町村ごとの公表は、市町村教育委員会の同意を得た上で、市町村別の結果を公表する。序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等を十分配慮し、市町村教育委員会と適切な公表の在り方について検討を重ねている。

局地的豪雨 対策について (知事へ質問)

(これまでの経過)

本県の土砂災害の危険箇所13,150箇所のうち、警戒区域の指定は、わずか4%の530箇所にどまり、指定率の低さが際立っていた。その後、2009年7月に、篠栗町の警戒区域に指定していない区域で、2人が死亡する土砂災害が起き、その直近の9月議会で、会派として警戒区域の指定の取り組みを推進するよう当時の知事に質問。これを受け2013年度までに、危険箇所よりも多い17,551箇所を警戒区域(イエローゾーン)に指定、そのうち特別警戒区域(レッドゾーン)を16,027箇所指定した経緯がある。

問 かけ地近接等危険住宅
移転事業の周知について

【知事答弁】

●事業概要を県のホームページに掲載、毎年、市町村での事業説明会で住民への周知を依頼し、パンフレットを配布。
※かけ地近接等危険住宅移転事業は、未だ県民が誰も利用していないことを指摘・再質問。県は制度の趣旨を県民に周知徹底することを約束し、制度の利用促進を図ることになった。

問 土砂災害警戒区域内住民の
避難場所の安全確保について

【知事答弁】

●今回の広島県の土砂災害を受け、緊急の安全点検を要請。これまでのところ、県全体で約4,000ある中で、警戒区域内には422の避難場所がある。このうち、
①安全性が確保され、引き続き使用される予定が、54箇所
②安全性が確保されておらず、廃止予定が、100箇所
③安全性を確認中のものが、268箇所

このため、県は市町村に対し、
①まず、安全性を確認中のものについては、確認作業を急ぐこと
②できる限り、警戒区域外の避難場所を確保すること
③警戒区域外の避難場所が遠方にしかない場合、安全性を確認した上で、警戒区域内の避難場所を確保すること

問 タイムライン
(事前防災行動計画)の評価と
県地域防災計画への導入について

【知事答弁】

●タイムラインとは台風のように、あらかじめ発生が予測できる災害を対象に、関係機関や住民が災害時にどう対応するかを時系列で整理した行動計画。
タイムラインの効用は、

- ①災害対応の漏れや遅れを防ぐことができる。
 - ②関係機関の対応について情報共有できる。
 - ③関係機関相互の協力関係が構築できる。
- 県は、国の検証作業の結果を踏まえ、台風災害に備えたタイムラインの導入について研究する。

採択された 意見書・決議

●農協改革に関する意見書
(全会派で提案)

●軽油免税制度及び
燃油高騰対策に関する
意見書(全会派で提案)

●電力会社及び
再生可能エネルギー発電
事業者に対する指導・助言、
報告徴収及び
立入検査権限を都道府県へも
付与することを求める意見書

●教員定数の改善及び
義務教育国庫負担制度の
充実を求める意見書
(我が会派提案)

●産後ケア体制の支援強化を
求める意見書

●森林整備加速化・林業再生
基金の延長に関する意見書

●暴力団に関する決議
(全会派で提案)



城戸秀明教育長



▲決意表明した原竹議員

原竹岩海県議
「福岡県飲酒運転撲滅運動の
推進に関する条例見直し調整
会議」と「薬物乱用防止県条例
調整会議」の委員に選任される！

飲酒運転撲滅条例の見直し作業開始
平成24年4月に施行された全国初の罰則付きの飲酒運転撲滅条例は、施行後の実施効果を踏まえ「施行後3年以内に見直す」と規定していますが、来年4月に施行から丸3年となることから、各会派選出の委員や関連する常任委員長で構成する「福岡県飲酒運転撲滅推進に関する条例見直し検討会議」が設置され、原竹岩海県議は厚生労働環境常任委員長として委員に選任され、10月2日に第1回会合が開催されました。本県の条例は、5年以内に飲酒運転で2度摘発された運転者にアルコール依存症の診断を義務付け、60日以内に受診しなかった場合は、5万円以下の過料を科すことになっています。
平成24年9月の全面施行以降、今年8月までに2度摘発された運転者は25人で、その内12人が医療機関で受診し、残り13人は受診していませんが、過料を科した経過はありません。

今回の検討会議では、
①過料の実効性
②1度摘発された時点で医療機関での受診の可否
③2度摘発された運転者に受講が義務付けられている「飲酒運転更正プログラム」参加の強制力等を中心に協議を進め、平成27年2月定例会での改正を目指しています。

「危険ドラッグ」規制条例へ、
2月4日に天神で発生した危険ドラッグを吸引したドライバーによる事故で車10台が巻き込まれ12人が重軽傷を負った事件を始め、全国で危険ドラッグの乱用が社会問題化しています。こうした事態を受け、現在、東京や大阪など6都府県で執行部提案による「危険ドラッグ規制条例」が相次いで可決施行されました。これらことから、福岡県議会は、本年12月議会で全国初の議員提案による条例として可決を目指すことになりました。10月7日各会派から選出された委員などで構成する条例調整会議が発足し、具体的な条文などの検討が始まりました。

危険ドラッグを巡っては、現在、薬事法で1414種が指定薬物として規制の対象になっていますが指定薬物の化学構造の一部を変える手口が横行し、規制とのイタチごっこが続いています。このため指定薬物と同様の幻覚など健康に影響を及ぼす成分が確認されれば「知事指定薬物」として製造、販売、保管、購入、所持、使用などを規制し、違反した場合の懲役や罰金など厳しい罰則を盛り込むよう検討します。

原竹岩海県議は、厚生労働環境常任委員長として、「県民の安全と安心の確保と実現をめざし、飲酒運転の撲滅県条例見直しと、危険ドラッグの乱用防止県条例制定に向けて議員発議(提案)の実現に向けて努力します。」と決意を述べました。